



特許庁特許審査第四部電子商取引

岩崎 孝治 iwasaki-koji@jpo.go.jp

最近の特許行政（知財大綱等）

現在、知的財産（知財）という言葉はマスコミなどを通じて巷に溢れ、今まであまり馴染みのなかった人たちの間でも話題とされるようになっていきます。この背景には、昨春、小泉首相が知的財産の創造、保護、活用を日本の産業競争力再生のカギと位置づけ、知財立国の達成を国家戦略として打ち出したことがトリガーの1つとなっています。このような社会的要請の高まりに伴い、知的財産は以前にも増して大きく浮かび上がることになってきました（図-1）。

今回、このような知的財産にかかわる動きの中でとりわけ技術者に関係の深い特許の世界の動きについて紹介することにします。



■政府、行政の最近の動き（図-2）

昨年、特に本誌を読まれる方に興味深い特許法の改正がなされました。それは、ネットワークを利用した事業活動に対応した法整備ですが、

- ・特許法上の「物」にプログラムが含まれることの明確化
- ・プログラム等の発明の実施に電気通信回線を通じた提供が含まれることの明確化
- ・特許法の間接侵害規定の拡充（たとえば、悪意で特許

発明であるプログラムに使われるモジュールを供給する行為を侵害とみなす）

等が主な改正点でした。

また、このような特許法の改正だけではなく、この1年余りの間に、知的財産にかかわる次に掲げるような議論がなされました。

産業競争力と知的財産を考える研究会

経済産業政策局長と特許庁長官の私的懇談会として設置され、2001年10月の第1回研究会以降「産業競争力強化のための知的財産の価値の戦略的最大化」、「大学、ベンチャー・中小企業が利用しやすい知的財産制度」、「海外における競争力確保」の3つの課題について検討し、2002年に6月5日に報告書をまとめました（<http://www.meti.go.jp/report/data/g20605aj.html> を参照）。

総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会

2002年1月30日に総合科学技術会議の下部組織として設置され、知的財産の保護と活用に関する総合的な戦略を策定すべく調査・検討を行い、2002年6月に「中間まとめ」を公表しました（<http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/ip/draftreport.pdf> を参照）。

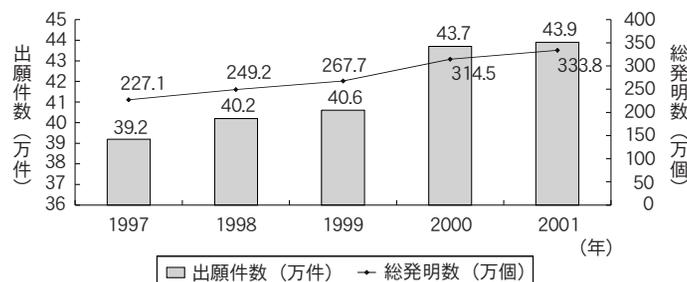


図-1 出願件数および総発明数の推移

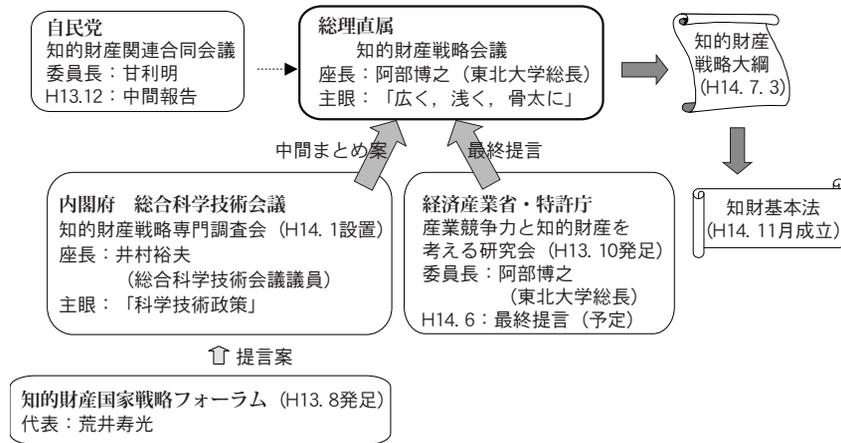


図-2 知財戦略会議を巡る動向

知的財産戦略会議

国家としての知的財産戦略を早急に樹立し、我が国産業の国際競争力の強化、経済の活性化を促進するため、2002年2月に内閣総理大臣が開催する会議として設置されました。この会議の2002年7月3日の会合で「知的財産戦略大綱」(図-3)が決定され、「知的財産立国」を国家目標に掲げ、国家として知的財産政策に取り組むことになっています (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/kettei/020703taikou.html> を参照)。

産業構造審議会知的財産政策部会

知的財産大綱の具体的な行動計画推進のため、経済産業省は、この部会に4つの小委員会(①特許制度小委員会、②紛争処理小委員会、③不正競争防止小委員会、④経営・市場環境小委員会)を設けました。この中で、特に①特許制度小委員会では、最適な特許審査に向けた特許制度の在り方、先端技術分野における特許、発明者のインセンティブを確保する制度の再検討等を検討しています。

知的財産基本法

前記「知的財産戦略大綱」に基づき制定された法律で平成14年12月4日に公布されました。この法律は、新たな知的財産に関する施策を集中的・計画的に推進し、知的財産の創造活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現することを目的(第1条)とし、その第2章「基本的施策」には

- ①大学の研究開発の促進及び大学から事業者への知的財産の移転の円滑化
- ②特許などの知的財産権の権利付与の手続迅速化

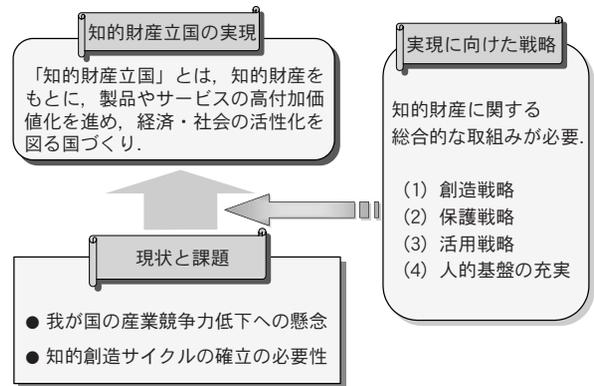


図-3 「知的財産戦略大綱」のポイント

- ③裁判などの知的財産紛争処理の迅速化
- ④国内、国境及び海外における我が国の知的財産に対する侵害取り締まり
- ⑤国際的制度の構築と国際協力
- ⑥新分野(生命科学その他)における知的財産の保護
- ⑦事業者が知的財産を戦略的に活用するための事業指針の策定
- ⑧個人の創業や意欲ある中小企業者に対する支援における特別の処置
- ⑨知的財産に関する専門家の育成が揚げられています。

また、この文章が読まれる頃には上に掲げた施策を推進するために内閣総理大臣を本部長とする「知的財産戦略本部」が設置され、また、その推進計画が作成されていることと思います。



■大学・公的研究機関の知的財産活用への支援

大学、公的研究機関に対して新技術、新産業の創造が期待され、その成果を社会に還元するため、大学、公的研究機関の特許権を「研究者個人または国」から「大学、TLO」等の機関帰属へ移行し、また、これらの大学、公的研究機関の研究員の発明を適切に権利化し、特許権を管理活用する体制の整備を進めていく必要があります。米国では、バイドール法が1980年に制定され、すでに大学等での研究成果を商業化に結びつけ米国経済の回復に成果をもたらしました。日本においても、特許庁では2002年度から大学が自立して知的財産管理部門を運営できるように、大学の知的財産管理部門の構築を支援する知的財産管理アドバイザーを大学に派遣しています。また、文部科学技術省でも、平成15年度に大学知的財産本部整備事業のための予算を計上しました（図-4）。

研究者、技術者にとって自分の研究成果を研究集会で発表することは重要な行為です。そこで、特許法では、特許出願前に特許庁長官が指定する学術団体（大学を含む）で開催する研究集会において文書をもって発表した場合、この自分の論文等が拒絶の理由とされないことを規定しています。しかし、他人の出願がこの論文と自分の出願との間にあった場合には特許を取得できません。また、このような規定のない外国への出願について、この規定は適用されないことにも注意が必要です（詳しくは特許庁ウェブページ <http://www.jpo.go.jp/indexj.htm> を参照）。

■ペーパーレス計画の現状と今後の方向（図-5）

特許庁では1985年以降、特許出願検索のためのシステムを開発してきました。その後、特許のオンライン出願（1990年）、CD-ROM公報の発行（1993年）を経て、1998年にはパソコンによる特許のオンライン出願の受付も開始しました。

今後、知的財産戦略大綱にもあるように2004年度末までにインターネットによる出願、手続書類の閲覧が可能となるように取り組んでいます。

また、1993年からサービスを開始している産業財産権情報をインターネットで提供する特許電子図書館は、明治以降発行された特許、実用新案、意匠、商標の公報類約4,800万件を無料で見ることができ、この特許電子

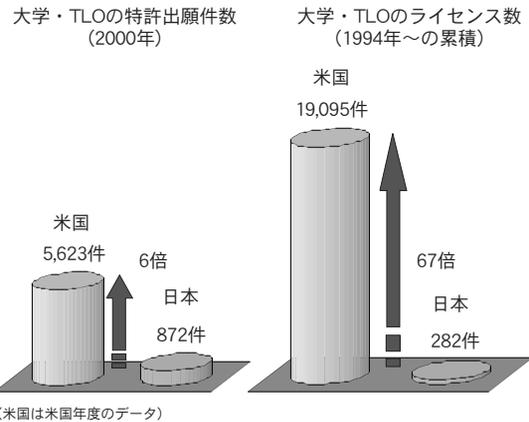


図-4 日米の大学・TLOの特許出願件数とライセンス件数

図書館サービスを利用することで競合他社等の出願動向把握や技術開発動向の把握、二重投資防止などを図ることができます。

■特許出願の国際的な動向

経済のグローバル化の進展に伴い、全世界の特許出願は1990年代に急増し、特に海外への出願の急増が全世界的な特許出願の急増へと繋がっています。海外への特許出願の急増の背景には特許協力条約（PCT）の加盟国が1980年代の40カ国程度から、2002年11月末には117カ国まで増加していることが、その要因の1つと考えられています（図-6）。

このように多数国で特許を取得する必要性が高まり、1つの特許出願を複数国に出願ケースが急激に増加していますが、現在の特許制度は、属地主義に基づき各国が独自に制度を構築して運用することを基本としています。このため特許権が必要な国ごとに特許出願手続をしなければなりません。この問題に対する解決策には「単一の世界共通特許制度」の実現が理想ですが、世の中の仕組みが国ごとに大きく異なる現状で、その実現性は乏しい状況です。そこで、ある国で与えられた特許権を基に他国においても特許権を与える相互承認の考え方がありますが、その前提となる同一内容の発明について、どこの国の特許庁でも同一の審査結果が期待できるような特許制度の実態調和を図っていくことが必要であり、そのために世界知的財産機関（WIPO）において、方式面での調和を図る特許法条約（PLT）が2000年に採択され、同年のWIPO特許法常設委員会（SCP）会合以降、

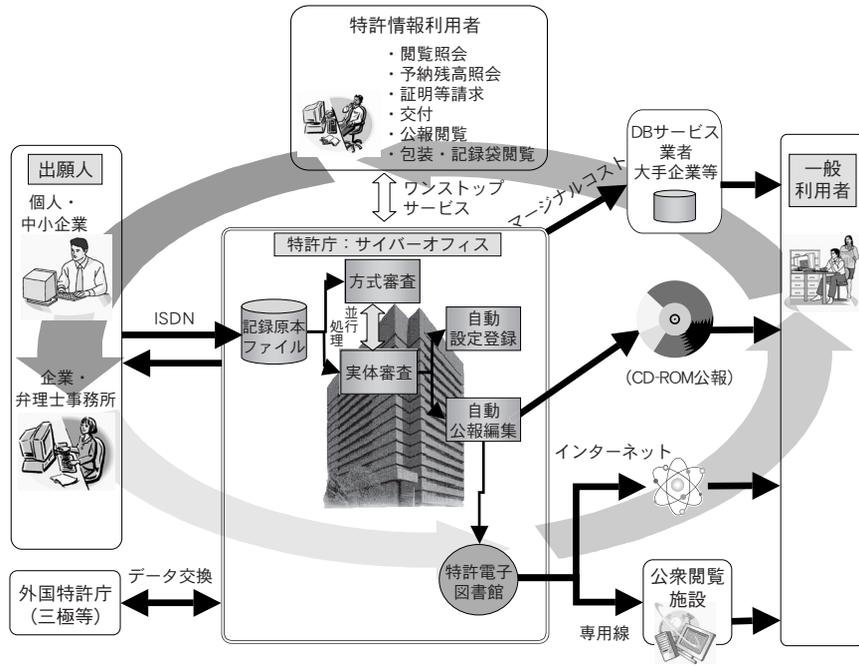


図-5 特許庁ペーパーレスシステムの現状

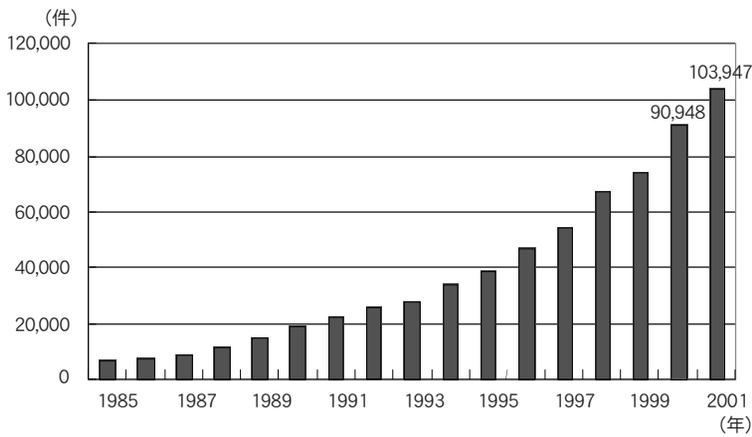


図-6 1985年以来的国際出願の受理件数(全世界)

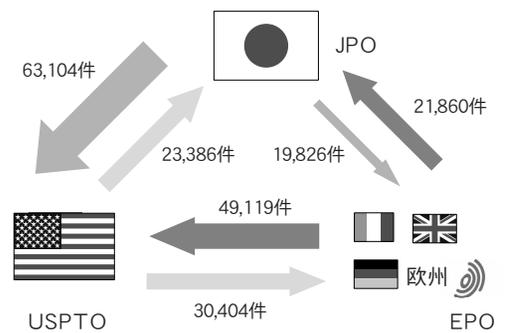


図-7 日米欧三極間の出願件数(2001年)

特許法の実体面における調和についても議論が再開されています。

このような状況の中で国際的な出願の80%以上を占める日米欧三極の特許庁は、三庁に共通する課題の解決のために協力活動を行っています。この三庁間で特に最近注目されている課題は、多くの出願をいかに審査していくかということで、審査負担を軽減するために日本特許庁と欧州特許庁、日本特許庁と米国特許庁それぞれの間で調査結果等の有効活用を図ることを検討しています(図-7)。

資源のない日本にとって、経済活動に国境がなくなった世界で生き抜いていくには、知的財産の創出と活用であることに異論はないと思います。これを実現するための手段として特許を初めとする知的財産制度と、その運用を世の中の要請にマッチさせ、言葉だけの知的財産に終わらせないようにしていくことが我々知財関係者に課された課題であると考えています。

(平成15年2月12日受付)